

(財)長野県農業開発公社の改革の方向性

資料 2

1. 公社の概要

- 設立:昭和45年 財団法人の知事許可及び農地保有合理化法人の知事指定
- 基本財産:313百万円
〔出資金5百万円(県100%),農地保有合理化事業強化基金308百万円(国補50%・県単50%)〕
- 業務内容
規模縮小農家から国の原資で農地を買入れ、意欲ある農業者へ売り渡すことにより、農地の有効利用と効率的な経営体を育成する農地保有合理化事業を業務としている。

(4) 主な業務実績 (単位:ha,千円)

	農地買入		農地売渡		【参考】 手数料収入
	面積	価格	面積	価格	
H21	78.2	908,586	85.1	1,064,969	52,361
H22	82.3	990,651	86.7	1,267,688	48,657
H23	72.8	819,416	72.6	891,022	46,637

(5) 人員・組織体制 (24.4.1現在) (単位:人)

区分	常勤役員	プロパー	参事	臨時	合計	備考
役員数	1(1)	4(0)	13(13)	2(0)	20(14)	()内は県OB

※本所(東庁舎内)及び地方事務所内に設けられた10支所

(6) 正味財産の状況

- 長期保有地の処分により、正味財産は減少し、基本財産を下回っている。

(単位:千円)

年度末	H18	H19	H20	H21	H22	H23
期末正味財産	333,788	253,699	204,195	161,247	50,293	51,587

(7) 長期保有地に係る債務の状況 (単位:千円)

年度末	H18	H19	H20	H21	H22	H23
債務残高	1,094,134	1,029,449	715,051	679,639	498,777	486,646

※債務の発生理由:農地価格の下落による長期保有地処分時の差損等による。

2. これまでの改革への取組

(1) 長期保有地の処分

- 農地価格がピーク時(H9)より3割近く下落し、長期保有地に売買差損や評価差損が発生。
→ガイドラインを定め平成18年度以降積極的に処分実施
(H18年度末:13億円→H23年度末:57百万円(取得価格ベース))

(2) 公社の組織改革の推進

- ア 人員削減の実施(H15:31人→H23:21人),県からの現職派遣廃止(H15:4人→H18:0人)
- イ 給与10%カット(H22~)

3. 監査委員等による監査及び包括外部監査について

(1) 県監査委員の意見(財政的援助団体等の監査)(平成23年2月10日)

経営健全化に向け、県として可能な支援を行うとともに、公益財団法人への移行に当たっては、公社と十分な連携の上適切な対応をしてください。

(2) 包括外部監査報告書(平成24年3月12日)

農地保有合理化促進事業強化基金の返還、長期保有地解消に伴う借入金の残額返済、公益法人改革等の対応に対して、県の追加的財政支援なしに事業の維持が困難である。債務の整理を行い、農地保有合理化事業を継続するためには、抜本的な経営改革を行いその機能を維持することが必要である。改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。

4. 公社の経営改革

(1) 財政健全化に向けた改革

農業開発公社の組織について、現在の機能を維持しつつ経費の削減を行う。
また、県が重点的に取り組む新規就農者の確保、遊休農地対策などに積極的に関わり、更なる収入の確保に努める。

ア 組織の見直し

(本所+10支所)→(本所+3支所)へ組織のスリム化

【公社職員数】 (単位:人)

年度	H24	H26	H29
職員数	20	13	11

イ 積極的な事業開拓

新規就農者の確保等、県農政の重要課題に積極的に取り組むことで、更なる収入の確保

ウ 更なる経費の削減

物件費等の更に踏み込んだ経費の削減

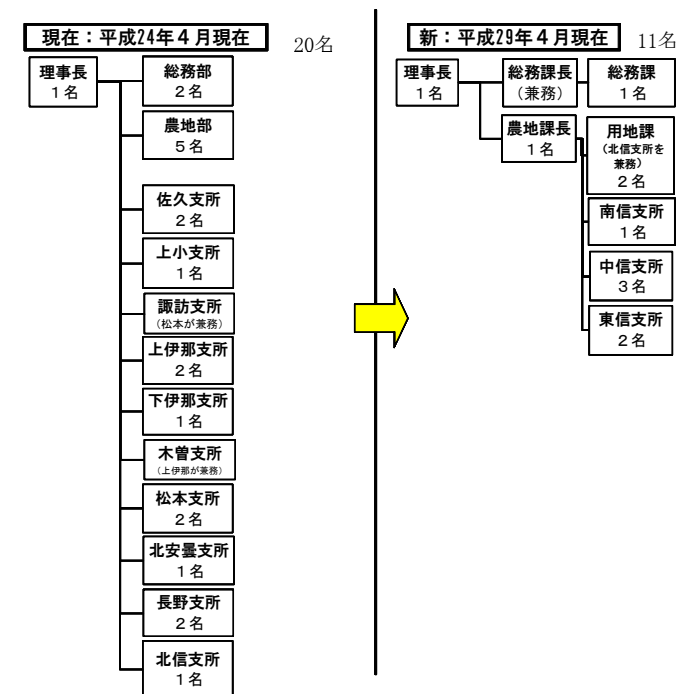
(2) 県農政主要施策に対する新たな役割発揮

公社の持つ専門的機能を活かして、県の主要施策の推進に積極的な役割を果たすとともに、新たなニーズを開拓し公社の収益向上を図る。

ア 新規就農者の農地確保支援

- イ 人・農地プラン作成を契機とした農地流動化の促進
- ウ 遊休農地の活用促進

【公社組織図】



5. 経営シミュレーション

○ 現行制度を前提としたシミュレーション (単位:千円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
収入	手数料	46,111	49,023	52,377	53,866	52,705	51,575	50,467	49,386	48,322	47,287
	補助金	68,769	60,727	44,177	41,427	41,427	41,427	41,427	41,427	41,630	41,630
	その他	3,072	2,851	2,386	2,911	1,979	1,764	1,549	1,336	1,122	922
	計	117,952	112,601	98,940	98,204	96,111	94,766	93,443	92,149	91,074	89,839
支出	人件費	82,178	75,669	59,697	60,549	53,290	46,395	42,767	44,576	45,199	44,375
	物件費	30,112	26,916	25,136	25,136	25,136	25,136	25,136	25,136	25,136	25,136
	その他	10,447	9,262	9,231	9,232	8,893	8,499	8,041	7,088	6,607	6,142
	うち長期保有地利息	5,174	3,648	3,207	2,713	2,678	2,586	2,431	2,247	2,086	1,938
計	122,737	111,847	94,064	94,917	87,319	80,030	75,944	76,800	76,942	75,653	
事業損益	-4,785	754	4,876	3,287	8,792	14,736	17,499	15,349	14,132	14,186	
累積損益	-266,198	-265,444	-260,568	-257,281	-248,489	-233,753	-216,254	-200,905	-186,773	-172,587	
(参考) 売買面積	80ha	87ha ^{注1}	105ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	

* 財政支援の具体的な額及び時期が明確でないため新公益法人への移行、強化基金の返還等を考慮しないで積算

注1 平成26年度に、残りの長期保有地を処分する。

6. 新公益法人制度への対応

(1) 新たな公益法人への移行

公益法人制度改革により、現行の公益法人は平成25年11月30日までに申請し新制度における公益法人に移行しない場合は解散したものとみなされることから、新たな公益法人に移行する。

(2) 公社への財政支援

新たな公益法人制度では、ア~イの課題が発生するため、新たな公益法人移行前に財政支援が必要となる。

- ア 農地保有合理化促進事業強化基金の返還により債務超過となる見込みであるが、移行後は、2期連続純資産が300万円を下回ると公社は強制解散となる。
- イ 移行後は、長期保有地解消に伴う借入金の残額の返済に収益を充当できなくなる。